

## 産業廃棄物処理計画書

令和7年 月 日

広島市長

## 提出者

住所 広島市安芸区矢野南1丁目16-13-703

氏名 有限会社 K・L・S

代表取締役 大畑 憲一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-888-8598

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 K・L・S
事業場の所在地	広島市安芸区矢野南1丁目16-13-703
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D06)総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 101,300 千円（前年度実績）
③従業員数	3名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	【工事現場】産業廃棄物発生→収集・運搬→【処分業者】処分

条例別紙1  
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量  
計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず	41.14	40									41.14	40			41.14	40				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	504	500									504	500			504	500				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	545.14	540	0	0	0	0	0	0	0	0	545.14	540	0	0	545.14	540	0	0	0	0

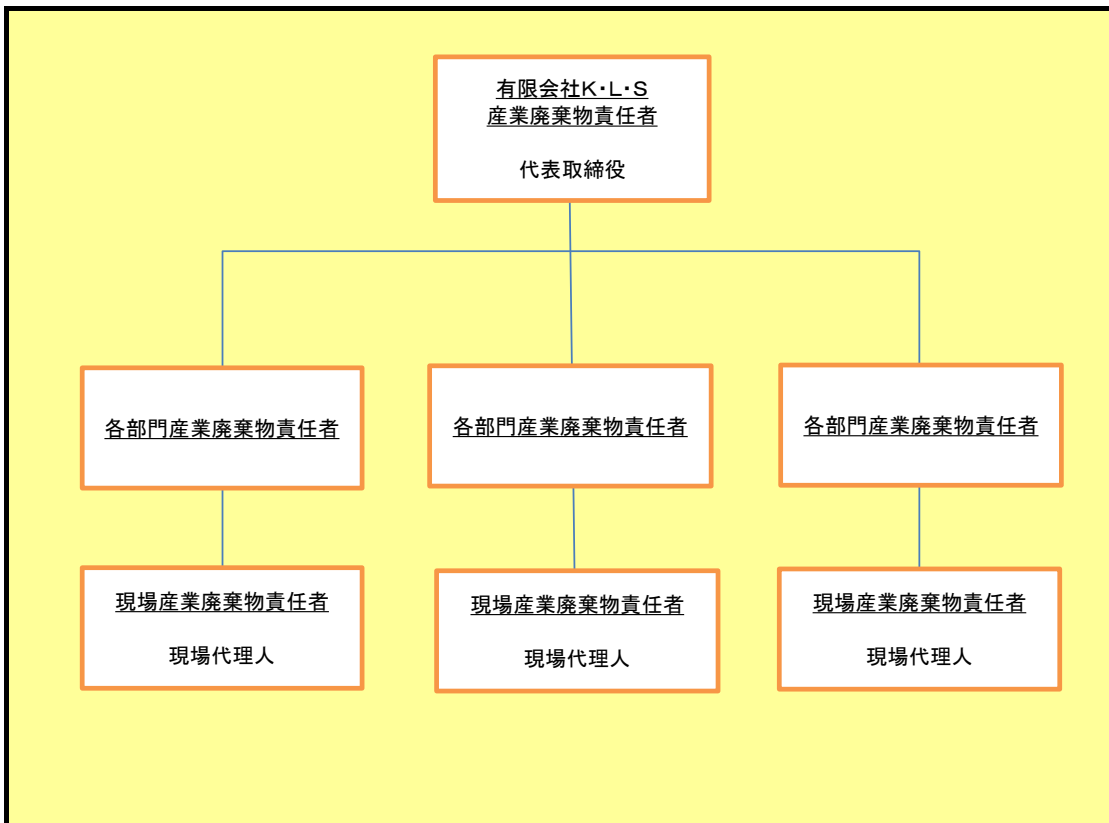
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>処分量の削減と再資源化率の向上を図る。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>発注者との協議内容に基づいて排出抑制に関する取り組みを実施する。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現場にて産業廃棄物書種類ごとに分別し、信頼できる業者に処理を依頼する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記取り組みを確実に実施する。

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。 また、優良認定処理業者への委託も検討する。